



くにたちし きほんじょうれい こくれん けんりじょうやく
 国立市子ども基本条例は、国連の「子どもの権利条約」
 で決められていることを守っています。
 この「4つの大切なこと」をみなさんも、おぼえておいてく
 ださいね♪



1. 命を守られて成長できること

「命がまもられる」、「成長する」とは、もって生まれた能力を十分に伸
 ばして成長するという事です。ただ大きくなるだけではなく、夢を持った
 り、好きなことや得意なことを活かしたりする事です。

2. 子どもにとってもっともよいことを考えること

子どもに関することが行われるときは「その子どもにとってもっともよいこと」
 を第一に考えます。大人は、子どもの考えを聞いて、一緒に考えます。

3. 意見を表明できること

子どもは自分に関係があることについて自由に意見を表すことができ、
 大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

4. 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、しょうがい、経済
 状況などどんな理由でも差別されません。

みなさんからの意見をひとつ実施しました！

これまでのヒアリングで「子どもの権利を広めてほしい」
 という意見が多くありました。「子ども基本条例策定に
 向けたPR動画」をユーチューブにアップしました！
 チャンネル名は「国立市チャンネル」です。
 どうぞ、ご覧ください。



くにたちし けんり
 国立市では、子どもの権利を守るための
 「国立市子ども基本条例」を
 つくっています

おまたせしました！第2号です。今回は、
 子どもの権利を守るための条例「国立市子ども基本条例」
 についてお知らせします。



これまで、子どものみなさんから、たくさん意見をお聞きして、
 条例の「骨組み」をつくりました。

今回はその「骨組み」についてお知らせします。

また、青少年サミットで子どものみなさんから
 たくさん意見をいただいたので、その内容も
 あわせてご報告します！

詳しくは中面をごらんください。



しょうれい ほねぐ
条例の骨組みを、
 かいだ いえ
「2階建てのお家」で
 あらわ
表しました！



やさしいまちづくり

- **意見**が**言える環境**づくり
- **相談**できる**環境**づくり
- **権利**の**周知**と**学習**支援
- **子育て**家庭への**支援**
- **乳幼児**期からの**豊かな**学び
- **子ども**の**居場所**づくり
- **虐待**、**体罰**、**いじめ**などあらゆる**差別**や**暴力**に対する**取組み**
- **有害**または**危険**な**環境**からの**保護**

権利侵害の相談や救済

施策の推進と検証

子どもにとって大切な権利

- **安心して**生きる**権利**
 命が守られる、大切に育てられる、適切な医療を受ける、差別を受けない、社会保障を受ける、プライバシーが守られる、相談・助けを求める
- **自分らしく豊かに**育つ**権利**
 遊び・学ぶ、自然・芸術・文化・スポーツに親しむ、ありのままの自分である、ほっとできる場所
- **意見を**表明する**権利**、**参加**する**権利**
 意見を言う権利、その意見を尊重してもらう
 参加する権利、情報を収集する権利

大切な権利の保障

- **家庭**での**保障**
- **育ち**学ぶ**施設**での**保障**
- **地域**での**保障**
- **虐待**、**体罰**、**いじめ**などあらゆる**差別**や**暴力**の**禁止**

1階は、子どもの気持ちや

子どもと大人の関わり

2階は、それを法的に

守るための大人の

役割です。

ぜひみなさんの**目**で**確認**

して**意見**を伝えてくださいね。

お待ちしています！



「公園の好きな遊具が突然なくなったことがある。意見が言えるとよい」という意見がありました。

「大人だけではなく、『子ども同士もお互いの権利を守る・命を守る』ことを明記したほうがよい」という意見がありました。

「早期の対応とあるが、その『発見』が難しいと思うので、何でも信頼して話せる環境を整えてほしい」という意見がありました。

「子どもには大人には理解できない疲れ(部活や人間関係など)があることを理解して尊重してほしい」という意見がありました。

「子どもは言いたいことがあっても、言えないでいることを含めてほしい」という意見がありました。



↑こんなのがおいているよ！

中央児童館・西児童館・矢川フラス・公民館・市役所1階ロビーに「意見箱」を設置します！

権利について思うこと、意見があること、困ったこと…なんでもよいので、備え付けの「たね」のカードに書いて入れてね♪ みなさんからの意見の「たね」を、私たち大人が大きな実にご育てます！

(国立市役所 子ども家庭部児童青少年課 児童・青少年係 ☎ 042-576-2111 内線195・198)

